

武雄市 国土強靱化地域計画



武 雄 市

令 和 2 年 3 月

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本市の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 気候	3
(4) 低平地	4
(5) 活断層	4
2 過去の災害被害	4
(1) 大雨	5
(2) 台風	7
(3) 地すべり等	9
(4) 竜巻	9
(5) 大雪	9
(6) 地震	10
3 計画において想定するリスク	12
(1) 豪雨・大雨（洪水）	12
(2) 台風	12
(3) 地すべり等	12
(4) 竜巻	12
(5) 大雪	12
(6) 地震	12
III 脆弱性評価	13
1 脆弱性評価について	13
2 事前に備えるべき目標	14
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
4 施策分野	16
5 評価結果	16

IV 施策分野ごとの推進方針	17
1 行政機能・情報手段・組織	17
2 生活・環境・文教	19
3 保健医療・福祉	19
4 経済・産業	20
5 都市整備・交通	21
V 計画の推進と不断の見直し	24
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	25
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	25
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	29
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	31
4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	32
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	34
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果	37
【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	42
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	42
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	47
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	50
4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	51
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	54
【別紙4】施策分野「都市整備・交通」における個別事業一覧	57

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第 14 条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るため、計画期間は、「佐賀県国土強靱化地域計画」と同じく、令和元年度から令和 4 年度のまでの 4 年間とする。

ただし、令和 5 年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

今後、新たな「佐賀県国土強靱化地域計画」が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

II 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本市は、佐賀県の西部に位置し、東経130度1分、北緯33度11分の地点にあって、東は杵島郡大町町及び白石町に、南は嬉野市に、西南は長崎県波佐見町に、西は西松浦郡有田町に、北は県立公園八幡岳を境に伊万里市、唐津市、多久市に接しており、東西19.4 km、南北18.4 kmで、総面積は195.40 km²である。

(2) 地勢・地質

本市の地勢は、北部の本市最高峰八幡岳（764 m）、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山、神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっており、山間、山麓、平坦（低平地）と複雑な地形をなしている。

北西部は、若木町、武内町、山内町の小盆地を形成したその中央に松浦川が北流し、南部は、六角川が西川登町から細長く東に伸び、橘町、北方町の平坦部を流れている。また、西川登町小田志地区には、塩田川水系小田志川が流れている。

橘町から朝日町、北方町にかけての平坦部は、本市の穀倉地帯であるが、六角川が屈曲し潮の逆流と緩やかな河床勾配により、降雨時における災害常襲地帯となっている。

地質は、河川沿岸が新紀沖積層から、山岳部は輝石安山岩、玄武岩、その他は第3紀層からなっており、丘陵地帯における第3紀層をおおった玄武岩地帯では地すべりの危険をはらんでいる。

(3) 気候

年平均気温は15.6℃、年降水量は1900 mmほどで比較的穏やかな風土であり、四面を山に囲まれ東方がわずかに開けている関係で内陸性気候を示している。

年間最多風向は、北西、北であり、洪水の季節は6～7月の梅雨期及び秋の台風の時期である。梅雨は、北方のオホーツク海高気圧と南東方の小

笠原高気圧との間に生じた前線が長期にわたり停滞し、後半は、暴風を伴う秋雨が多い。

(4) 低平地

本市は、六角川、松浦川沿いに低平地が広がっており、自然排水が非常に困難な地域である。

特に六角川沿いは、有明海の潮汐の影響を受けるため、慢性的な浸水被害が生じている。また、有明粘土層の軟弱な地盤地帯が形成されており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれが考えられる。

(5) 活断層

本市内に活断層の存在は確認されていないが、県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

本市では、梅雨期に相当する6月から7月の降水量が年降水量の40パーセント近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨期の大雨によって発生している。

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり

II 想定するリスク

整理する。

(1) 大雨

本市は、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、県内で発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、この 2 ヶ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8 月から 9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や 1 時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨	<p>九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。</p> <p>6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。</p> <p>被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間市民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。</p>
昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨	<p>済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。</p> <p>県南部の太良町大浦では 7 月 8 日午前 1 時から 8 時までの 7 時間に 600 ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時から 7 時までは、1 時間 100 ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 ミリメートルに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p>

災 害	概 要
昭和 38 年 6 月 30 日の大雨	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6月30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100ミリメートルを超え、3時間降水量も午前3時～6時に202ミリメートル、さらに午前6時～9時に156ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に500ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。</p>
昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨	<p>8月28日から30日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第12号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で1時間に50ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で400ミリメートルから500ミリメートル、所により568ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、床下浸水16,965戸に及んだ。</p>
平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨	<p>梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。</p> <p>県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。</p>
平成 30 年 7 月 5 日～9 日の大雨	<p>梅雨前線の南下により、7月7日まで、九州北部、西日本に停滞し、降り始めからの総雨量が600ミリメートルを超え、記録的な大雨を降らせた。この大雨で佐賀県はもとより、福岡県、長崎県、広島県、岡山県、鳥取県、京都府、兵庫県、岐阜県、愛媛県、高知県の西日本を中心に1府10県で大雨特別警報が発表され、県内でも災害が多発した。</p> <p>武雄市においては、7月6日、六角川、松浦川で氾濫危険水位を超え、六角川の一部に越水が発生し、付近の住民が自主防災組織の呼びかけで、地区の大多数の住民が避難された。また市内に避難勧告、避難指示（緊急）を発令して、大雨に対する避難及び警戒を呼び掛けた。</p> <p>避難について、市内9箇所の指定避難所を開設し、76世帯168名の方が避難され、地域避難（自治公民館）等をされた方を含めると最大で105世帯、248名の方が避難された。</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>また、内水氾濫も発生し、市内で家屋の浸水が 121 件（床上浸水 18 件、床下浸水 103 件）発生した。</p> <p>その他、市内各所で、道路冠水による通行止め、土砂災害等も多数発生し、市民生活に大きな影響を与えた。</p>
令和元年8月27日～30日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、28日に武雄市でも、記録的短時間大雨情報が発表され、平成30年に続き県内に大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の雨で、武雄市においては、27日午前大雨洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、山内町へ避難準備・高齢者等避難開始を発令、同日18時に市内全域に避難勧告を発令した。</p> <p>28日午前3時頃より市内が猛烈な雨に見舞われ、午前5時45分には市内全域に避難指示（緊急）を発令した。</p> <p>北方町では時間雨量101ミリメートル（28日午前3時～午前4時）を観測するなど市内各町でも記録的な大雨となり、六角川、松浦川水系では内水氾濫により市内のいたる所で冠水被害が発生し、市の面積の1/10にあたる約1,920haが浸水した。六角川水系では氾濫危険水位を越えたため、排水ポンプが停止し、特に、朝日町、橘町、北方町での被害が甚大であった。また、多数の土砂災害も発生した。</p> <p>この災害での被害は、死者3名、重傷者2名を数え、家屋浸水1,536棟（床上浸水1,025棟、床下浸水511棟）の被害が発生した。</p> <p>避難について、市内20箇所の指定避難所を開設し、624名の方が避難され、福祉避難所、地区の避難所を合わせると最大で1,067名の方が避難された。</p> <p>その他、道路の冠水、流出による通行止め、河川、農地の崩壊などにより、市民の生活に多大な影響を与えた。</p>

（2）台風

佐賀県は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
昭和20年9月17日（枕崎台風）	<p>9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速が秒速18.8メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日から17日の降水量が680ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養</p>

災 害	概 要
	<p>基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
<p>昭和 24 年 8 月 16 日～18 日(ジ ュディス台風)</p>	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡（現在の佐賀市）、小城郡（現在の小城市）を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。</p>
<p>平成 3 年 9 月 13 日～14 日(台 風第 17 号)</p>	<p>沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速（観測史上1位）を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村（現在の唐津市七山）で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成 3 年 9 月 27 日(台風第 19 号)</p>	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9月26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では27日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風、秒速52.6メートルの最大瞬間風速（観測史上2位）を観測した。</p> <p>台風第17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34,208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成 18 年 9 月 16 日～18 日の 台風(台風第 13 号) 及び秋雨前 線豪雨</p>	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風、秒速50.3メートルの最大瞬間風速（観測史上3位）を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124,100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、市民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99ミリメートル、唐津市枝去木では1時間に</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 地すべり等

本市では、菅牟田、川内、楠峰、岩の口、杉岳など28カ所が土砂災害危険地区の指定を受けている。

本市の地すべり地は、第3紀層に玄武岩や土石が覆い、風化した第3紀層からすべるものである。特に、玄武岩は、縦に亀裂があり雨水が浸透しやすく、頁岩、凝灰岩は水分を含み粘土化、ブロック化が進み、地すべりが発生する。

県内では、過去に大きな被害をもたらした地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生している。

(4) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、県内においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

(5) 大雪

佐賀県の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

【佐賀県で発生した主な大雪】

災 害	概 要
昭和38年1月～2月	<p>1月～2月上旬にかけて大陸より東進する低気圧が連続的に日本海に入り、または日本海に発生し、これらの低気圧に吹き込む強い北西の季節風は、大陸から次々に新しい寒気を南下させ、九州地方はもとより、北海道を除いて全国的に記録的な低温と大雪が続いた。</p> <p>この気圧配置は1か月以上も続き、積雪と低温による凍結のため通学、通勤、物資の輸送に困難を極めるなど、各種産</p>

災 害	概 要
	<p>業交通運輸に甚大な被害を与えた。</p> <p>また、農林水産業の推定被害額が 23 億円にものぼるとともに、県内商業の売上高が平年比 34 億円減と見込まれるなど中小企業の経営にも大きな支障が生じた。</p>
昭和 43 年 2 月 14 日～15 日	<p>九州南岸低気圧によって、佐賀県では 70 年ぶりといわれる大雪になった。台湾近海に発生した低気圧は北東に進み、15 日午前 9 時には中心気圧が台風並の 982 h P a に発達して九州南岸に達し、本州南岸沿いに進んだ。</p> <p>佐賀県では、低気圧が奄美大島の西海上に達した 14 日の午後 10 時から雨が雪に変わり、その後 14 時間にわたって雪が降り続き、積雪は平野部で 5～20 センチメートル、山沿い地方では 30 センチメートルを超えた。特に脊振、天山、多良の各山間部では 1 メートルを超える大雪に見舞われた。</p> <p>このため農産部門では、県内茶園の 90 パーセント、ハウス関係の野菜は全面積の 73 パーセント、みかん栽培の 17 パーセントが被害を受け、その他電話線の不通、バスの運休等、被害額は 59 億円以上にのぼった。</p>
平成 28 年 1 月 24 日～25 日	<p>24 日～25 日にかけて県内各地で大雪となり、佐賀（佐賀市駅前中央）で 7 c m の積雪を観測し、川副（佐賀空港）で 11 センチメートル、伊万里でも 10 センチメートルの積雪を観測した。</p> <p>25 日も冬型の気圧配置と気温の低い状態が続き、日最低気温が観測開始以来最低となったところがあった。白石では午前 1 時 48 分に 1977 年の観測開始以来最低となる氷点下 9.6 度を、川副では午前 1 時 28 分に 2003 年の観測開始以来最低となる氷点下 9.5 度を観測した。また、佐賀でも氷点下 6.6 度（観測史上 2 位）を観測した。</p> <p>大雪や低温の影響で高速道路や山間部の路線などが通行止めになったほか、鉄道・船舶・空の便の運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。低温の影響で県内各地において水道管損傷などにより、約 18,000 世帯が断水し、伊万里市と唐津市が自衛隊の災害派遣要請を行った。</p> <p>武雄市においても、国道 498 号線（戸坂峠）の道路凍結による通行止めをはじめ市内各所における積雪、凍結、倒木等により道路交通の大きな乱れが生じた。また、水道管の凍結、破裂等により西川登町全域、東川登町、北方町の山間部などを中心に約 600 世帯が断水した。</p>

(6) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模 (M)	概 要
679 年 (天武 7 年)	筑紫国	6.5 ～7.5	家屋倒壊多く、幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。

II 想定するリスク

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	武雄市北方町 震度5弱 鳥居の倒壊が発生
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	武雄市内 震度3 土砂崩れが発生
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	武雄市内 震度4

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することが想定される。

イ) 昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することが想定される。

ウ) 平成 30 年 7 月の九州北部、西日本にわたり特別警報が発表されるような大雨が、今後も発生することが想定される。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることが想定される。

(3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることが想定される。

(4) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本市でも発生することが想定される。

(5) 大雪

昭和 38 年 1 月、平成 28 年 1 月豪雪程度のものが、今後発生することが想定される。

(6) 地震

本市は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があ

Ⅲ 脆弱性評価

るため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的少ない。

一方で、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震のうち、本市内に最も大きな被害が生じると考えられる佐賀平野北縁断層帯による地震が発生した場合は、市内の最大震度は震度7が想定される。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している（第9条第5号）。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている（第17条第1号）。《参考》基本法より

（施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

- ア) 「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。(基本法第17条第3号)
- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第17条第4号)
- ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第17条第5号)
- エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、県が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

III 脆弱性評価

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生	
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生	
	II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
			2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
	III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断			
IV 迅速な復旧復興		4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
			4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
			4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
			4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
			4-5 市街地での大規模火災の発生
			4-6 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大		
5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	5-4 低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態		

4 施策分野

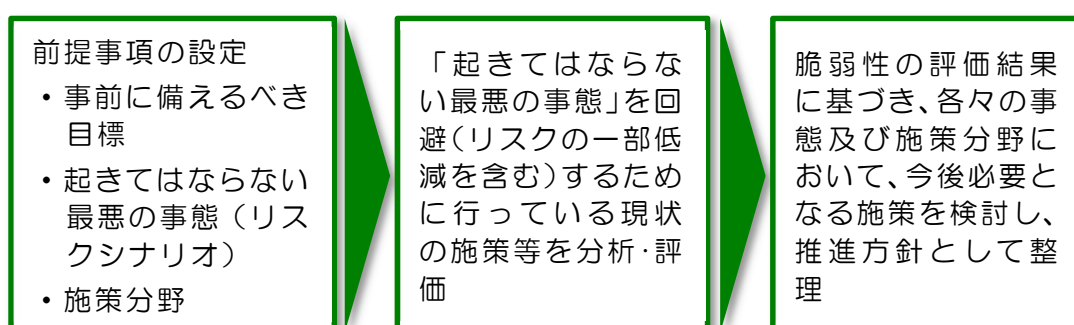
国の基本計画及び県の地域計画との調和を図りつつ、市の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 行政機能・情報手段・組織
2. 生活・環境・文教
3. 保健医療・福祉
4. 経済・産業
5. 都市整備・交通

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 行政機能・情報手段・組織

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。【防災危機管理課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。【防災危機管理課、広報課、建設課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。【防災危機管理課、広報課、市民協働課】

- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。 【防災危機管理課、広報課】
- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う。 【防災危機管理課、ヘリポート施設管理課】
- 災害時に主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常電源等の整備を行うことにより、関係機関相互の情報の収集伝達手段を確保する。 【防災危機管理課、広報課、資産管理課】
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や訓練等により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【防災危機管理課、資産管理課】
- 災害時にライフラインの供給が途絶しても、市民の生活に深刻な影響が及ばないように、関係機関との緊急連絡先の構築を行い、防災訓練等を通じて、早期復旧体制を確認する。 【防災危機管理課】
- 大規模災害発生時には、災害対応業務を行いつつ、優先度の高い通常業務は一定のレベルを確保できるよう「武雄市業務継続計画」（BCP）の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図る。 【防災危機管理課】
- 自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。 【防災危機管理課、受援班】
- 大規模災害発生時における「武雄市業務継続計画」（BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、市役所の災害耐性を高める対策を推進する。 【防災危機管理課、資産管理課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の促進や犯罪の防止に配慮した生活環境等の整備など犯罪の防止に取り組む。 【防災危機管理課、生涯学習課、市民協働課】

2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。 【生涯学習課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の促進や犯罪の防止に配慮した生活環境等の整備など犯罪の防止に取り組む。 【防災危機管理課、生涯学習課、市民協働課】
- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。 【環境課】
- 武雄の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【上下水道部、まちづくり部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【上下水道部、まちづくり部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【上下水道部、まちづくり部】

3 保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実を図る。 【福祉課、防災危機管理課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保や福祉避難所の充実が図られるよう努める。 【防災危機管理課、福祉課】

- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高める。 【健康課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康課】
- 上水道施設の耐震化計画策定するとともに、耐震化を推進する。 【水道課】

4 経済・産業

- 備蓄品の品目及び数量については、県と役割分担を明確にし、備蓄に努める。 【防災危機管理課、農林課、福祉課、健康課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【防災危機管理課、受援班】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【防災危機管理課、資産管理課、商工観光課】
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。 【防災危機管理課】
- 県や他市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【市民協働課】
- 市外の方に武雄市の魅力を知っていただき、移り住んでもらうための、きめ細かな支援体制を整備する。 【商工観光課、住まい支援課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【農林課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林課、市民協働課】

5 都市整備・交通

個別の事業については、【別紙4】のとおり。

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【住まい支援課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅・建築物の耐震化を促進する。 【住まい支援課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を推奨する。 【住まい支援課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、武雄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【住まい支援課】
- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。 【住まい支援課】
- 特定空家等については武雄市空家等対策計画及び法に基づき、厳正なる改善指導により適正管理の推進と除却を促進する。 【住まい支援課】
- 利活用可能な空家等の流通推進及び放置空家等の発生の抑制を図るとともに、広く所有者等に対し、予防と適切な管理等に関する啓発を行う。 【住まい支援課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【建設課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。 【建設課】

- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【建設課、農林課】
- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【防災危機管理課、建設課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【建設課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクレークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。【農林課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進めており、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。【農林課】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。【農林課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるようにストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進する。【下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画等を県とともに策定し、取組みを推進する。【下水道課】
- 森林所有者による間伐を県と連携して促進する。【農林課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を県と連携して計画的に推進するとともに、荒廃した山地については、県が行う治山事業に協力し、災害の未然防止対策に努める。【農林課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のた

IV 施策分野ごとの推進方針

- めに緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
 - 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
 - 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
 - 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
 - 市が管理する道路附属物等については、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
 - 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。 【建設課】
 - 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。 【建設課】
 - 市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、計画的な整備及び見直しに取り組む。 【都市計画課】
 - 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【都市計画課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 近年、適切な管理が行われなことで、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等が増加傾向にある。
- 浸水や土砂災害が想定される場所、避難路等に立地している特定空家等が存する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 浸水や土砂災害が想定される場所、避難路等に立地している特定空家等が存する。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 浸水や土砂災害が想定される場所、避難路等に立地している特定空家等が存する。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に合った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻疹、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「武雄市業務継続計画」(BCP)による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や訓練等により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る必要がある。
- 災害時にライフラインの供給が途絶しても、市民の生活に深刻な影響が及ばないよう、関係機関との緊急連絡先の構築を行い、防災訓練等を通じて、早期復旧体制を確認する必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、事業の最適化を図りながら整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化し、また長寿命化計画を策定、推進することが必要である。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。

4-6 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

生する恐れがある。

- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。

5-4 低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり都市の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的

に判断し、河川整備を行う必要がある。

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う必要がある。
- 大規模災害が発生した際、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源(人、物、情報等)が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておく必要がある。
- 大規模災害発生時における「武雄市業務継続計画」(BCP)による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や訓練等により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る必要がある。
- 災害時にライフラインの供給が途絶しても、市民の生活に深刻な影響が及ばないよう、関係機関との緊急連絡先の構築を行い、防災訓練等を通じて、早期復旧体制を確認する必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

B) 生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

- 発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に於いて迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

D) 経済・産業

- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

E) 都市整備・交通

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 近年、適切な管理が行われないことで、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等が増加傾向にある。
- 浸水や土砂災害が想定される場所、避難路等に立地している特定空家等が存する。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されたため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、佐賀県沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進めることが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、事業の最適化を図りながら整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化し、また長寿命化計画を策定、推進することが必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボ

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

ランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、計画的な整備及び見直しが必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。 【防災危機管理課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。 【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。
【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。 【防災危機管理課、広報課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。 【生涯学習課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実を図る。 【福祉課、防災危機管理課】
- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高める。 【健康課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を推進する。 【住まい支援課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅・建築物の耐震化を促進する。 【住まい支援課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、武雄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【住まい支援課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。 【防災危機管理課、広報課、建設課】
- 特定空家等については武雄市空家等対策計画及び法に基づき、厳正なる改善指導により適正管理の推進と除却を促進する。 【住まい支援課】
- 利活用可能な空家等の流通推進及び放置空家等の発生の抑制を図るとともに、広く所有者等に対し、予防と適切な管理等に関する啓発を行う。 【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、計画的な整備及び見直しに取り組む。【都市計画課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【都市計画課】

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。【防災危機管理課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。【防災危機管理課、広報課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。【生涯学習課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実を図る。【福祉課、防災危機管理課】
- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高める。【健康課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、武雄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【住まい支援課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【建設課】

- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。 【防災危機管理課、広報課、建設課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。 【建設課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【建設課、農林課】
- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災危機管理課、建設課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。 【農林課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進めており、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。 【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、計画的な整備及び見直しに取り組む。 【都市計画課】
- 武雄の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【上下水道部、まちづくり部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にしている行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【上下水道部、まちづくり部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【上下水道部、まちづくり部】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【防災危機管理課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。【防災危機管理課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。【防災危機管理課、広報課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。【生涯学習課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実を図る。【福祉課、防災危機管理課】
- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高める。【健康課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を推奨する。【住まい支援課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、武雄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【住まい支援課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【建設課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【建設課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。【防災危機管理課、広報課、建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な

老朽化対策に取り組む。	【建設課】
○ 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。	【建設課】
○ 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、計画的な整備及び見直しに取り組む。	【都市計画課】
○ 森林所有者による間伐を県と連携して促進する。	【農林課】
○ 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を県と連携して計画的に推進するとともに、荒廃した山地については、県が行う治山事業に協力し、災害の未然防止対策に努める。	【農林課】
○ 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海につながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	【農林課、市民協働課】
○ 武雄の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海につながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。	【上下水道部、まちづくり部】
○ 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に作る行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。	【上下水道部、まちづくり部】
○ 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。	【上下水道部、まちづくり部】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。
【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 災害時に主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、関係機関相互の情報の収集伝達手段を確保する。
【防災危機管理課、広報課、資産管理課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。【防災危機管理課、広報課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、安全に関する教育を推進する。
【学校教育課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。
【生涯学習課】
- 県や他市町と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。
【市民協働課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結びつくよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。
【防災危機管理課、広報課、建設課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップの作成を進めており、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。
【農林課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。
【防災危機管理課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。
【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。
【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。
【防災危機管理課、広報課】
- 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る県の取組を支援する。
【防災危機管理課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保や福祉避難所の充実が図られるよう努める。
【防災危機管理課、福祉課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。
【健康課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。
【健康課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 備蓄品の品目及び数量については、県と役割分担を明確にし、備蓄に努める。
【防災危機管理課、農林課、福祉課、健康課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。
【防災危機管理課、受援班】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。
【防災危機管理課、資産管理課、商工観光課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、計画的な整備及び見直しに取り組む。【都市計画課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う。【防災危機管理課、ヘリポート施設管理課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。【建設課】

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。
【防災危機管理課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。
【防災危機管理課、市民協働課】
- ヘリコプターを活用した機動的な緊急輸送・人命救助活動が実施できるよう平時より臨時ヘリポートや応援要請方法の確認を行う。
【防災危機管理課、ヘリポート施設管理課】
- 災害時に主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、関係機関相互の情報の収集伝達手段を確保する。
【防災危機管理課、広報課、資産管理課】
- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高める。
【健康課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。
【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。
【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、計画的な整備及び見直しに取り組む。
【都市計画課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時保健活動のボランティアを含む従事者の研修等を実施し、災害の対応力を高め

る。	【健康課】
○ 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	【住まい支援課】
○ 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。	【住まい支援課】
○ 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。	【建設課】
○ 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。	【建設課】
○ 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。	【建設課】
○ 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。	【建設課】
○ 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	【建設課】
○ 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。	【建設課】
○ 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。	【建設課】
○ 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。	【建設課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災危機管理課】
- 大規模災害発生時には、災害対応業務を行いつつ、優先度の高い通常業務は一定のレベルを確保できるよう「武雄市業務継続計画」(BCP)の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図る。
【防災危機管理課】
- 大規模災害発生時における「武雄市業務継続計画」(BCP)による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、市役所の災害耐性を高める対策を推進する。
【防災危機管理課、資産管理課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の促進や犯罪の防止に配慮した生活環境等の整備など犯罪の防止に取り組む。
【防災危機管理課、生涯学習課、市民協働課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。
【住まい支援課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。【防災危機管理課、広報課】
- 災害時に主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、関係機関相互の情報の収集伝達手段を確保する。【防災危機管理課、広報課、資産管理課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。【防災危機管理課】
- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【住まい支援課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。【建設課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や訓練等により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【防災危機管理課、資産管理課】
- 災害時にライフラインの供給が途絶しても、市民の生活に深刻な影響が及ばないよう、関係機関との緊急連絡先の構築を行い、防災訓練等を通じて、早期復旧体制を確認する。 【防災危機管理課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。 【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。 【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。 【建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【都市計画課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 上水道施設の耐震化計画策定するとともに、耐震化を推進する。 【水道課】
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図る。 【農林課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。 【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるようにストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進する。 【下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画等を県とともに策定し、取組みを推進する。 【下水道課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。
【都市計画課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 県と連携しながら住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、住宅・建築物の耐震化を促進する。
【住まい支援課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【建設課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【建設課】
- 道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【建設課】
- 道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。
【建設課】
- 市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。
【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、計画的な整備及び見直しに取り組む。
【都市計画課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【防災危機管理課】
- 災害に対する日頃の備えや、災害時における避難行動等につながるよう、出前講座、避難訓練等の充実を行い、市民の防災意識の向上に取り組む。
【防災危機管理課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。
【生涯学習課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。
【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」

などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。

【防災危機管理課、広報課、市民協働課】

- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。【防災危機管理課、広報課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、計画的な整備及び見直しに取り組む。【都市計画課】

4-6 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【建設課、農林課】
- 県や土地改良区などと協力して、危険なため池の整備を推進する。【農林課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【建設課、農林課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸工事や危険なため池の整備を推進する。【農林課】
- 森林所有者による間伐を県と連携して促進する。【農林課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を県と連携して計画的に推進するとともに、荒廃した山地については、県が行う治山事業に協力し、災害の未然防止対策に努める。【農林課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。【農林課、市民協働課】
- 武雄の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海つながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【上下水道部、まちづくり部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。【上下水道部、まちづくり部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。【上下水道部、まちづくり部】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。 【環境課】
- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生抑制にもつなげる。 【住まい支援課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。 【防災危機管理課、受援班】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【防災危機管理課】
- 地域防災活動を推進するため、公民館を中心とした地域コミュニティ活動の活性化を図る。 【生涯学習課】
- 地域の防災力の充実強化のため、消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動を支援する。また、合わせて自発の地域づくりを推進し、地域コミュニティ維持も図る。 【防災危機管理課、市民協働課】
- 災害時に適切な意思決定を行うことができるよう、また市民の迅速な避難行動を実現するため、正確な情報を収集、共有、伝達できる体制を整備する。また、「やさしい日本語」などのわかりやすい表現による情報の提供など、情報の伝え方の工夫を図る。 【防災危機管理課、広報課、市民協働課】
- 気象情報や避難情報等の重要な情報を市民に確実に伝達できるよう災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メールの活用、登録制メールの推進、戸別受信機やホームページの充実を図り、情報伝達手段の多様化を進める。 【防災危機管理課、広報課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の促進や犯罪の防止に配慮した生活環境等の整備など犯罪の防止に取り組む。 【防災危機管理課、生涯学習課、市民協働課】
- 県外の方に武雄市の魅力を知っていただき、移り住んでもらうための、きめ細かな支援体制を整備する。 【商工観光課、住まい支援課】

5-4 低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり都市の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【建設課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。 【建設課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【建設課、農林課】
- 県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。 【農林課】

- 武雄の豊かな森・川・海を自然を守り未来に継承するため、森・川・海をつなぐを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【上下水道部、まちづくり部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【上下水道部、まちづくり部】

【別紙4】施策分野「都市整備・交通」における個別事業一覧

【目次】

施策分野「県土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧	58
1. 道路事業	60
2. 街路、区画整理事業、都市再生	61
3. 都市公園事業	62
4. 河川事業	63
5. 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業	64
6. 生活排水処理事業	65
7. 住宅整備事業	66
8. 農業農村整備事業	67
9. 林道整備事業	68
10. 治山事業	69

※個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成（R2.3）時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により、変更となることもある。

施策分野「都市整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
1	県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1 2-1 2-3 2-4 4-1 4-4
2	県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅・建築物の耐震化を促進する。	1-1
3	土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を推奨する。	1-3
4	老朽化の著しい市営住宅については、武雄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。	1-1 1-2 1-3
5	建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。	5-1
6	特定空家等については武雄市空家等対策計画及び法に基づき、厳正なる改善指導により適正管理の推進と除却を促進する。	1-1
7	利活用可能な空家等の流通推進及び放置空家等の発生の抑制を図るとともに、広く所有者等に対し、予防と適切な管理等に関する啓発を行う。	1-1
8	温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。	1-2 1-3 4-7 5-4
9	住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、確実に気象情報・水防情報・土砂災害情報等を提供する。	1-1 1-2 1-3 1-4
10	河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。	1-2 5-4
11	排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2 4-6 5-4
12	市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。	1-2
13	「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-3 2-2
14	土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-3 2-2
15	県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。	1-2 4-6 4-7 5-4
16	防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進めており、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。	1-2 1-4
17	農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。	4-3

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
18	生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。	4-3
19	下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるようにストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進する。	4-3
20	生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画等を県とともに策定し、取組みを推進する。	4-3
21	森林所有者による間伐を県と連携して促進する。	1-3 4-7
22	効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を県と連携して計画的に推進するとともに、荒廃した山地については、県が行う治山事業に協力し、災害の未然防止対策に努める。	1-3 4-7
23	市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	1-3 4-7
24	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-4
25	通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-4
26	市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-4
27	道路の防災対策については、国及び県が行う災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策に協力するとともに、市管理道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 4-1 4-2 4-4
28	市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 4-1 4-2 4-4
29	市が管理する道路附属物等については、定期的な点検を行い継続的な老朽化対策に取り組む。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 4-1 4-2 4-4
30	道路の陥没事故の未然防止のため国及び県が行う緊急輸送道路の路面下空洞調査に協力する。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 4-1 4-2 4-4
31	市においても重要となる国及び県が実施する広域幹線道路ネットワークの整備に協力する。	2-1 2-2 2-3 2-4 4-1 4-2 4-4
32	市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、計画的な整備及び見直しに取り組む。	1-1 1-2 1-3 2-1 2-3 4-4 4-5
33	大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。	1-1 4-2 4-3

1. 道路事業

【市・県事業】

項番	事業主体	路線名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	県	(主) 武雄伊万里線	赤穂山	現道拡幅	0.92 km		24
2	県	(主) 相知山内線	武内	現道拡幅	0.94 km		25
3	県	(主) 武雄福富線	蔵堂	交通安全	0.4 km		25
4	県	(一) 梅野有田線	今山	交通安全	1 km		25
5	県	(主) 相知山内線	茅場	交通安全	0.28 km		25
6	県	(主) 武雄多久線	馬神	交通安全	0.8 km		25
7	県	(国) 498号	北方	交通安全	0.38 km		31
8	県	橋梁(15m以上)	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの	28
9	県	橋梁(15m未満)	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの	28
10	市	橋梁	市内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの	28
11	県	トンネル	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの	29
12	市	(市) 馬神原田線	西真手野	法面・盛土対策	1 km		24
13	市	黒牟田線ほか10路線	西真手野	法面維持補修	1 km		24
14	市	道路防災点検	武雄市	法面維持補修	1 km		24
15	市	追分医王寺線ほか6路線	芦原	舗装補修	6 km		24
16	市	武雄甘久線ほか4路線	天神	舗装補修	5 km		24
17	市	(市) 谷ノ浦玉江線	上野	法面・盛土対策	1 km		24
18	市	(市) 梶原楠町線	小楠	法面・盛土対策	1 km		24
19	市	(市) 黒牟田線	西真手野工区 ほか10箇所	法面・盛土対策	1 km		24
20	市	(市) 追分医王寺線	芦原工区 ほか6箇所	冠水対策	6 km		24
21	市	(市) 武雄甘久線	天神工区 ほか4箇所	冠水対策	5 km		24
22	市	(市) 梶原楠町線	川良	法面・盛土対策	1 km		24
23	市	(市) 小楠永島線	永島	冠水対策	1 km		24
24	市	(市) 閻魔王線	甘久工区 ほか9箇所	改築	3 km		24
25	市	(市) 溝ノ上線	溝ノ上工区 ほか	舗装補修	10 km		24

【直轄事業】

1	国	(国) 34号	武雄バイパス	バイパス	7.6 km		31
2	国	(国) 35号	踊瀬視距改良	交通安全	1 箇所		31

2. 街路・区画整理・都市再生事業

【市・県事業】

項番	事業分野	事業主体	路線等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	街路	県	武内永島線	2工区	交通安全	0.44 km	32
2	街路	市	中野御船山線		交通安全	0.27 km	32
3	街路	市	天神崎白岩線		交通安全	0.20 km	32
4	都市再生	市		武雄温泉駅地区（仮）	都市再生整備計画事業（通常）	1.00 計画	32

3. 都市公園事業

【市事業】

項番	市町名	事業 主体	公園名	事業概要		備考	主施策 番号
1	武雄市	市町	白岩運動公園	防災拠点整備	1箇所		32
2	武雄市	市町	白岩運動公園等	長寿命化	13箇所		32

4. 河川事業

【市・県事業】

項番	事業分野	事業主体	河川等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	河川	県	武雄川	武雄地区	河川改修	1.0 km	10
2	河川	県	広田川	武雄市	河川改修	1 機場	10
3	河川	県	松浦川	武雄地区	河川改修	7.2 km	10
4	河川	県	川添川	武雄地区	河川改修	1.6 km	10
5	河川	県	六角川圏域		河道掘削、堤防裏法尻補強等	12.3 km	10
6	河川	県	松浦川圏域		河道掘削、堤防裏法尻補強等	1.2 km	10
7	河川	県	蔵堂入江	蔵堂入江排水機場	老朽化対策	1 機場	11
8	河川	県	医王寺川	医王寺川排水機場	老朽化対策	1 機場	11
9	河川	市		市内全域	ハザードマップ	一 式	12

【直轄事業】

項番	事業分野	事業主体	河川等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	河川	国	六角川	武雄川	高橋排水機場ポンプ増設	1 機場	10
2	河川	国	六角川	六角川（溝ノ上地区）	洪水調整池建設	1 箇所	10
3	河川	国	六角川	六角川中流	河川改修	1.2 km	10
4	河川	国	六角川	六角川、牛津川、武雄川	堤防裏法尻補強等	43.5 km	10

5. 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業

【市・県事業】

項番	事業分野	事業主体	河川等名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	地すべり	県		矢筈	地すべり対策	抑制工一式		13
2	砂防	県		県内一円	基礎調査（砂防）	一式		9
3	砂防	県		県内一円	基礎調査（地すべり）	一式		9
4	急傾斜	県		県内一円	基礎調査（急傾斜）	一式		9
5	砂防	市		市内全域	ハザードマップ	一式		9

6. 生活排水処理事業

【市事業】

項番	事業分野	事業主体	排水区等名	地区名	事業概要		備考	主施策番号
1	公共下水道	市	武雄処理区	処理場	改築(施設)	1.0 箇所		19
2	公共下水道	市	富岡排水区		改築(管路)	0.1 km		19
3	公共下水道	市	武雄処理区		未普及対策	34.0 ha		18
4	公共下水道	市	武雄処理区		改築(管路)	一 式		19
5	農業集落排水	市	立野川内	立野川内地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
6	農業集落排水	市	三間坂	三間坂地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
7	農業集落排水	市	橋下	橋下地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
8	農業集落排水	市	川内	川内地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
9	農業集落排水	市	矢筈	矢筈地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
10	農業集落排水	市	宮野	宮野地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
11	農業集落排水	市	鳥海	鳥海地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
12	農業集落排水	市	大野	大野地区浄化センター	改築(施設・管路)	一 式		19
13	浄化槽	市	-	-	市町型	760 基		18
14	浄化槽	市	-	-	個人型	5 基		18

7. 住宅整備事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策番号
1	建築		県・市町	公営住宅等整備事業	県内全域	公営住宅整備等	4
2	建築		県・市町	公営住宅等ストック総合改善事業	県内全域	公営住宅整備等	4
3	建築		県・市町	住宅市街地総合整備事業	県内全域	住宅整備等	2
4	建築		県・市町	街なみ環境整備事業	県内全域	街なみ整備等	2
5	建築		県・市町	市街地再開発事業	県内全域	市街地再開発	2
6	建築		県・市町	優良建築物等整備事業	県内全域	優良建築物整備等	2
7	建築		県・市町	住宅・建築物安全ストック形成事業	県内全域	建築物耐震改修・危険住宅移転等	1
8	建築		県・市町	狭あい道路整備等促進事業	県内全域	道路情報整備・道路拡張整備等	2

8. 農業農村整備事業

【市・県営事業】

項番	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	武雄3期	用排水施設一式		17
2	市	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	武雄4期	用排水施設一式		17
3	市	農業用河川工作物等応急対策事業	明神	頭首工補修 一式		17
4	市	農業用河川工作物等応急対策事業	大阪	頭首工補修 一式		17
5	県	地すべり対策事業	船ノ原第二	地すべり対策工 一式		16
6	県	ため池等整備事業	小菅	堤体工、洪水吐工、取水施設工		15
7	市	ため池等整備事業	牟田	堤体工		15
8	市	ため池等整備事業	武雄①	堤体工		15
9	市	ため池等整備事業	武雄②	堤体工		15
10	市	調査計画事業	猪木谷	ため池実施計画策定		16
11	市	調査計画事業	大阪	頭首工実施計画策定		16
12	市	調査計画事業	浦山（下）	ため池実施計画策定		16
13	県	調査計画事業	県内一円	地すべり対策施設長寿命化計画策定		16
14	県	調査計画事業	県内一円	ため池浸水想定区域図作成		16
15	市	ハザードマップ	西堤他ため池	ハザードマップ作成		16

9. 林道整備事業

【市・県営事業】

項番	事業分野	地域森林 計画名	事業 主体	路線名	種別	事業概要		利用区域 面積	主施策 番号
1	林道	佐賀東部	県	鳥海～踊瀬	林道専用道	開設	1,300.0 m	40.0 ha	22
2	林道	佐賀東部	市	本部・眉山	林道専用道	開設	1,800.0 m	34.0 ha	22
3	林道	佐賀東部	市	四方殿	林道専用道	開設	200.0 m	30.0 ha	22
4	林道	佐賀東部	市	木登沢	林道専用道	開設	500.0 m	10.0 ha	22
5	林道	佐賀東部	市	下山	林道専用道	開設	500.0 m	12.0 ha	22
6	林道	佐賀東部	市	小越	林道専用道	開設	1,800.0 m	20.0 ha	22
7	林道	佐賀東部	市	小越～スラン谷	林道専用道	開設	2,300.0 m	42.0 ha	22
8	林道	佐賀東部	市	柴折	森林管理道	開設	2,000.0 m	52.0 ha	22
9	林道	佐賀東部	市	徳蓮岳	森林管理道	開設	2,500.0 m	80.0 ha	22
10	林道	佐賀東部	市	赤穂山内田	森林管理道	改良	700.0 m	53.0 ha	22
11	林道	佐賀東部	市	繁昌川上	森林管理道	舗装	700.0 m	36.0 ha	22

10. 治山事業

【県営事業】

項番	事業分野	地域森林計画名	市町名	事業主体	地区数	該当施策
1	治山	佐賀東部	武雄市	県	3 地区	22

< 沿 革 >

年 月	事 項
令和2年 3月	策定